

重要事項説明書（長崎市立認定こども園長崎幼稚園）

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年 9 月内閣府令第 39 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり説明します。

1 施設の概要

(1) 設置者

名 称	長崎市
住 所	長崎市魚の町 4 番 1 号
電 話 番 号	電 話 095-829-1142（幼児課） F A X 095-829-1143（幼児課）
代 表 者	長崎市長

(2) 施設

名 称	長崎市立認定こども園長崎幼稚園		
住 所	長崎市魚の町 1 番 16 号		
電 話 番 号	電 話 095-824-9966 F A X 095-822-3480		
施 設 長	園長 岩谷 喜久美		
対 象 園 児	子ども・子育て支援法の定めるところにより 1号認定、2号認定、3号認定を受けた児童		
認 可 定 員	117 人		
利 用 定 員	1号認定 45 人 2号認定 45 人 3号認定 27 人		
開 設 年 月 日	明治 26 年 4 月 1 日（認定こども園：平成 29 年 4 月 1 日）		
敷 地	敷地全体	1,439 ㎡	
	園庭	642 ㎡	
園 舎	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	
	延べ面積	758 ㎡	
	保育室	乳児室	5.25 ㎡
		ほふく室	30.34 ㎡
		保育室（4室）	60 ㎡
			60 ㎡
		60 ㎡	
	60 ㎡		
遊戯室	1 室	125 ㎡（子育て支援室含む）	
その他	職員室・医務室、調理室等		

2 運営方針及び教育目標

〔運営方針〕

認定こども園法及び教育・保育要領に基づき、認定こども園移行のモデル園として子どもに対する教育・保育の質の向上を図るとともに、地域における子育て支援の充実を図る。

また、小学校と連携し、園児の発達・学びの連続性を確保するとともに、乳幼児期における教育及び保育の研究や研修の充実を図る。

〔教育目標〕 「豊かな心を持ち、やさしく、たくましく生きる子ども ～遊ぶ、見つける、学び合う～」

主体的に遊びに取り組み、心身共に健やかで、いろいろな人とかかわることができる力をもった、感性と創造性豊かな子どもを育てる。

3 職員の配置状況（令和8年4月1日現在）

職種	人数	正規職員	非正規	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
保育教諭	17	11	6	
看護師	1		1	
嘱託医等	3		3	
調理員				(※) 事業者委託
庁務員				(※) 事業者委託

※給食（献立作成・食育）については、長崎市幼児課において管理栄養士を配置して事務管理を行っています。

4 開園時間等

(1) 学期

- ① 第1学期 4月1日から 8月31日まで
- ② 第2学期 9月1日から 12月31日まで
- ③ 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(2) 開所日・開園時間及び休業日

	1号認定園児	2号・3号認定園児
開園日	月曜日から金曜日	月曜日から土曜日
始業時間	8:30	短) 8:30 標準) 7:15
終業時間	14:00	短) 16:30 標準) 18:15
預かり保育	休業日以外 14:00~16:30 休業日 8:30~16:30	
延長保育	7:15~8:30、16:30~19:00 延長保育料：15分ごとに、子ども一人につき100円	短) 7:15~8:30、16:30~19:00 標準) 18:15~19:00 延長保育料：15分ごとに、子ども一人につき100円

	1号認定園児	2号・3号認定園児
休日	①日曜日及び土曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③保育年始め休業日（4月1日から4月7日までの日） ④夏季休業日（7月21日から8月31日までの日） ⑤冬季休業日（12月25日から翌年1月7日までの日） ⑥保育年末休業日（3月21日から3月31日までの日）	①日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③12月29日から1月3日までの日

5 利用料金及び納付方法

利用料等については、令和8年4月1日時点のものであり、今後変更を行う場合があります。変更を行う場合は、予め保護者にご連絡いたします。

(1) 保育料【0～2歳児クラス】

長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例及び長崎市子ども・子育て支援法施行細則に基づく保育料がかかりますので、口座振替でのお支払をお願いします。

園児が園を1か月欠席の場合でも、保育料は納めていただきます。

(2) 食費（主食費、副食費）【3～5歳児クラス】

長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例に基づく食費（主食費、副食費）

	1号認定園児	2号認定園児
食費（主食費） 【月額】	740円（8月を除く）	840円
食費（副食費） 【月額】	2,980円（8月を除く）	5,000円

※年収360万円未満相当世帯は第1子から、年収360万円以上相当の世帯は第3子以降の子ども（小学校入学前の兄弟・姉妹を数え「第●子」とします。）について、食費（副食費のみ）が免除されます。

なお、年収470万円未満相当世帯については、兄弟・姉妹の「第●子」の数を小学校入学前からではなく、保育利用は最年長から、教育利用は小学校3年生から第1子として数えます。

※土曜日等の食事（主食、副食）の提供を恒常的に必要としない場合は、食費（主食費、副食費）が減額になります。

※病気、事故その他やむを得ない理由により一定期間欠食される場合などについても、食費（主食費、副食費）が減額となる場合があります。

※減額を受けるには申請が必要です。申請が承認された場合に減額されます。

(3) 預かり保育料及び預かり保育副食費（おやつ代）

預かり保育料	預かり保育副食費（おやつ代）
休業日以外 341 円	59 円
休業日 741 円	

※上記の金額は 1 回の預かり保育に係る費用です。

※保育の必要性の認定（新2号認定）を受けている方については、預かり保育利用日数×450円（基準額）と、実際の預かり保育料を比較して低い方の額が無償となります。（上限額11,300円/月）

(4) 納入期限及び納入方法

- ① 保育料は、各月分につきその月の末日（12 月分にあつては、同月 25 日）の口座引落となります。ただし、月の中途に入園した場合にあつては、入園した日の属する月の翌月の 10 日までに納入してください。
- ② 預かり保育料及び預かり保育副食費又は延長保育料は、預かり保育又は延長保育を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12 月にあつては、同月 25 日）の口座引落となります。
- ③ 3歳児クラス以上の園児の食費（主食費、副食費）は、食事（主食、副食）の提供を受けた日の属する月分につきその月の翌月の末日（12 月にあつては、同月 25 日）の口座引落となります。

※②預かり保育料、預かり保育副食費又は延長保育料及び③3歳児クラス以上の園児の食費（主食費、副食費）について、口座振替が原則となります。長崎幼稚園にて配布する口座振替申込書を指定の金融機関に提出してください。

(5) その他実費に係る利用者負担等

（4）の①、②、③に掲げる保育料等のほか、必要に応じて実費負担していただくものと、園で指定されたものを購入していただくものがあります。

- ① 園で指定されたもの（3歳児クラス以上の園児）
体操服、道具箱など
- ② 絵本代
- ③ 育友会費
- ④ 行事に係る費用（随時、園長が指定しますので、園へ現金にてお支払いください。）
- ⑤ 日本スポーツ振興センター保険料

6 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用園児が小学校に就学したとき
- ② 園児の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 園児の保護者から当該園児を退園させる旨の申し出があったとき
- ④ 園児が 1 か月以上欠席した場合で、長崎市が除籍が必要と認めたとき

7 嘱託医等

以下の医療機関の医師又は薬剤師に委嘱しています。

(1) 内科

医療機関名	ふくだこどもクリニック
氏名	福田 喜史
所在地	長崎市江戸町5番14号 月香園ビル4階
電話番号	095-821-8867

(2) 歯科

医療機関名	田口歯科医院
氏名	田口 知義
所在地	長崎市銅座町4番1号 りそな長崎ビル8階
電話番号	095-821-0648

(3) 薬剤師

医療機関名	うおのまち薬局
氏名	桑畑 洋子
所在地	長崎市魚の町7-30
電話番号	095-825-2931

8 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、以下のとおり対応します。

- ① 保護者へ連絡します。
 - ② 保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡します。
 - ③ 連絡がつかなかった場合は、園の嘱託医に受診することがあります。
- ※緊急連絡先は、変更時も含め、必ずお知らせください。

9 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における 相談窓口	苦情解決責任者	幼児課長 中野 尚志
	受付担当者	園長 岩谷 喜久美
	利用時間	7:15 ~ 18:15
	電話番号	095-824-9966
	FAX	095-822-3480

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しています。

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・屋外避難階段 有 ・非常警報装置 有
避難・消火訓練	月に1回以上実施します
不審者訓練	年2回実施します

11 虐待の防止のための措置に関する事項

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、以下の措置を講じています。

- ① 人権の擁護、虐待の防止等に関するマニュアルの整備・運用
- ② 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

12 利用者に対しての保険等

保険の種類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
保険の内容	施設の管理下での災害に対する給付
保険料額	240円（年額）

13 市立保育所等の今後のあり方について

新たな長崎幼稚園について（計画）

（１）設置場所：現在の長崎幼稚園の敷地（魚の町1番16号）

現園舎を解体後、建設します。

（２）開園時期：令和13年4月1日（予定）

令和10年度における現長崎幼稚園の園舎解体にあたり、令和10年4月（予定）から、中央保育所を長崎幼稚園と先行して統合の上、現在の中央保育所の園舎で長崎幼稚園として、令和13年3月末（予定）まで運営します。その後、令和13年4月から、伊良林保育所を統合し、新園舎において、新たな長崎幼稚園として運営することを予定しています。

14 その他の留意事項

（１）園児の送迎

- ① 登園は、3歳児クラス以上は8時50分まで、0～2歳児クラスはなるべく9時までをお願いします。
- ② お子さん1人あるいはお子さん方だけの通園は、事故のもとにもなります。お子さんの安全確保のためにも送迎は、保護者が責任を持って行ってください。
- ③ 暴風雨など警報発令時には、送迎の時間等に配慮してください。
- ④ 園にはスクールバスはありません。また、園の周辺には駐車ができませんので、自家用車でお越しの場合は、必ず近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ⑤ お迎えの時間やお迎えの方が、代わるときは、事前に連絡してください。

（２）園への連絡

- ① 保護者の連絡先は、常にはっきりさせておいてください。
- ② 保護者の住所、勤務先及び家庭の状況に変更があった場合には、速やかに届け出てください。
- ③ お子さんが欠席する場合や登園が遅れる場合は、当日の午前9時までに連絡してください。
- ④ ご家庭でお子さんに気になること（発熱、下痢等）があった場合は、登園の際にお知らせください。
- ⑤ 園からのお知らせ等は、よく読んで返信が必要な場合には、必ず決められた期日までに提出してください。

(3) 健康の管理

- ① 入園した当初は、生活環境の変化もあって、お子さんの心身が不安定になることがありますので、ご家庭でもあたたかく見守ってください。(2号・3号認定の保護者の方は、お仕事がお休みのときや保育の必要性が無いときは、ご家庭で一緒に過ごすよう心がけてください。)
- ② 園でお子さんの具合が悪くなり、静養させる必要があると認められる場合には、保護者へ連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。
- ③ 園は、集団生活の場でもあります。お子さんが感染症の疾病にかかったり、かかっている疑いがあるときは、園を休ませて十分静養させてください。なお、登園の際には主治医の許可を受けてください。

(4) 給食

安全安心な食材（地産地消等）を調達し、郷土料理等を取り入れながら園児に必要な栄養量を確保した給食を提供します。

認定別	昼食	間食（おやつ）
3号認定園児	主食、副食	午前、午後の2回
2号認定園児	主食、副食	午後の1回
1号認定園児	主食、副食	※預かり保育時1回

※管理栄養士の指導により、献立検討会で内容を検討し自園で離乳食、幼児食及び食物アレルギー食を調理し提供しています。

※献立は、毎月献立表でお知らせしています。

※食物アレルギーのあるお子様は、医師による「生活管理指導表」の提出が必要です。

(5) 退園の手続

退園される場合は、退園を希望する月の20日までに所定の退園届を園へ提出してください。

(6) 性被害防止対策設備

保育所では性被害防止対策として、支援内容（保育の実践記録等）の記録を行うため、保育室及び遊戯室に、防犯見守りカメラを設置しています。

(7) その他

- ① 本園では園内でのビデオやカメラ、携帯電話（メール、通話、写真撮影）のご利用を制限させていただいておりますので、ご了承ください。
- ② 保育業務支援システム（コドモン）を導入しています。システムの利用に当たっては、事前に専用アプリへの登録が必要となりますので、登録を完了するようお願いいたします。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名 長崎市立認定こども園長崎幼稚園

説明者職氏名 園長 岩谷 喜久美

私は、本書面に基づいて、認定こども園長崎幼稚園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

園児氏名 _____

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印 ※本人自署の場合は押印不要

園児から見た続柄 _____